令和４年度第２回多摩市公契約審議会 要点録

１ 開催日時及び会場

令和４年８月２９日（月） 午後３時３０分から 第二庁舎会議室

２ 出席者（５名）

出 席 者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員、寺澤委員

事 務 局 櫻田総務契約課長、山田契約係長 新見主任 佐藤主事

３ 議題

（１）審議事項

①労務報酬下限額の考え方について

＊事務局が資料１～４にて内容説明。

〇意見等

委 員 業務委託で個別に労務報酬下限額が設定されているものは事務局案では 31 円引き上げとなっている。東京都の引き上げと同額となっているが事業者はやむを得ないという認識なのだろうか。

事務局 現在は、所管課が聞き取った内容を踏まえ事務局案を作成している段階である。そのため、各事業者には 31 円という数字を具体的に示して、それに対しての意見はもらってはいない。

委 員 各事業者には、どのようにヒアリングをしているのか。

事務局 担当所管課には、東京都の最低賃金が 31 円引き上げになるということは伝えたうえで、各事業者へのヒアリングを依頼している。

会 長 労務報酬下限額については、東京都の最低賃金額より、労働者側は差を 10 円は確保したいという意見と、事業者側は５円はやむを得ないという状態であったが、予想以上に最低賃金が上がったため、最低賃金と労務報酬下限額の差が 3 円しかないということになってしまった。来年を考えるにあたっても、また同じにならないように勘案する必要がある。

委 員 コロナ禍において、労働者は１円でも上がったほうがいいのは間違いない。ただ、ここまで最低賃金が上がっているという状態であれば、来

年いくら上がるかを読むのが重要である。ここまでの引き上げであれば、やむを得ないという部分を議論していきたい。

委　員　最低賃金 31 円の引き上げは、大きな衝撃であった。翌年 10 月の最低賃金よりも 5 円から 10 円は差があるということを予想して、労務報酬下限額を設定してきた。過去の議論において、6 円の差を設けるという結論を出してはいたが、実際に過去のデータを参照すると、5 円を満たしていない傾向があり、引き上げが足りなかったということがわかる。東京都の傾向を洞察し、来年 10 月の引き上げ後も 6 円は差があるという状態としたい。以前より、課題とされている複数年契約には、より顕著に影響が出ることとなり、2 年 3 年後も据え置きのままとなってしまうのであれば、完全に上回ることは難しくても、翌年にあたっては相応の覚悟を持って決定する必要がある。

委　員　翌年の東京都の最低賃金の引き上げは、どのようにして推測しているのか

委　員　国の方針として、長い期間で全国の最低賃金 1000 円を目指すということであったため、その間の上昇幅は一定であるだろうと考察し、去年から今年にかけてあがった金額によって、来年はこれくらいあがるというのを推測している。

委　員　我々の予想と、過去数年の金額に相違があったことを加味して、来年度の金額を決定する必要がある。

会　長　昨年の審議会を経て、最低賃金の引き上げは 28 円が限度ではないかと推測し、労務報酬下限額の答申を出したが、実際には 31 円と引き上げが起きたことによって差が 3 円ということとなってしまった。

委　員　来年の引き上げは、本年度以上の引き上げが最低でも必要。昨年個別で設定した「公園管理業務」「給食配膳業務」においては個別設定していないものと同額となってしまったが、個別として残すということを決定した。個別でないものより低くなるようなことは避けたい。

会　長　昨年の審議会で、個別設定の項目を残すという結論ではあったが、現在提案のある事務局案であれば、上記業務においては個別に設定してい

ないものよりも低い金額となってしまう。そうなった場合には、項目をなくすということも考える必要があり、そのことも踏まえて議論する必要がある。
最低賃金にプラスする α の部分は、今回も６円ということで進めてもよいのか。

委　員　元々は労働者側、事業者側で議論を続け、５円から 10 円の中で６円という結論を受けていた。今回、最低賃金の上昇幅がかなり激しかったことを踏まえると、差額は６円でよいのではないか。最低賃金の上昇が一定程度落ち着いた際には、またαを 10 円にということを主張していきたい。

〇審議結果

・今回の議論をふまえて、次回の審議会にて結論をだす。

②業務委託・指定管理における 60 歳以上の高齢者の取り扱い

＊事務局が資料５にて内容説明。

〇意見等

委　員　現場の声を聞いてもらえるのは、業者としては非常にありがたいこと。指定管理については、地元業者があまり受注していないこともあり、60 歳以上の人を安く雇用しているという話を耳にしている。60 歳以上の方々は経験もあるし、色々なことができるのにも関わらず、高い賃金を求めない傾向にあるため、公契約条例の対象にすることで解消していきたい。

会　長　60 歳以上を公契約条例の対象としていないのは、都内で多摩市のみ。事業者へのアンケートにおいても、対象とした方がよいとの意見が主流となるであれば、どのように対象としていくかが課題となってくる。一律に対象とするのか、業種毎に対象としていくのかが議論となる。

委　員　部分的に対象にするのは難しいのではないか。一律に対象にすることを前提に、来年からすぐというのではなく、何年後かに一律に対象にするというような形にするとよいのではないか。

委　員　定年年齢の 60 歳から 65 歳への引き上げ等定年年齢への意識が変化しており、60 歳以上でも技術があるような方は多くいる。事業者は、市

が労働者のために設けている条例があることを前提に受注をするので、やはり部分的にというのではなく一律に適用するべきではないか。

委　員　60 歳以上の労働者は、主たる勤労世代を補完する世代であるという見解であったが、昨今の社会情勢においてはそうではなくなった。60 歳以上であっても、働く意欲のある労働者はたくさんいる。60 歳以上の労働者への見方が変わったということを踏まえ業種毎にではなく、一律に対象とするのがよいのではないか。

会　長　みなさんの意見をまとめると、一律で 60 歳以上を対象にするという方向でよろしいか。そのために必要な事項を、再度事業者へアンケートをとり、数年後に 60 歳以上を対象とする際に、事業運営上どのような問題が生じるのか。労働者を確保することに問題が生じるのか。また、問題が生じるのであれば、それがどのような問題であるのかを聞き取る必要がある。

〇審議結果

・今後 60 歳以上の労働者について、一律に公契約条例の対象としていく方向とする。

・そのために、必要な事項を再度事業者へアンケートをとり、次回以降の審議会で検討する。

③その他

〇意見等

特になし

4　閉会